

平成15年 6月12日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長 佐 藤 敬 司

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討願いまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成15年6月26日までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成15年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号
当社 4 階 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第56期（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第56期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（29頁から33頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 自己株式取得の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（33頁）に記載のとおりであります。
第4号議案 取締役15名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（41頁から43頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主に限ります。）。

(添付書類)

## 営 業 報 告 書

(自 平成14年4月1日)  
(至 平成15年3月31日)

### 1. 営 業 の 概 況

#### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国の経済は、輸出や生産の一部に持ち直しの兆しが見られましたが、内需の拡大には結びつかず、デフレ状態が長期化し、株価が下落するなど厳しい状況が続きました。

当社の属するエレクトロニクス業界は、プラズマテレビや液晶テレビ、デジタルスチルカメラなどのデジタル家電やカメラ付携帯電話が好調に推移しました。しかし、設備投資は依然低調に推移し、パソコンや通信インフラ市場の低迷が続きました。半導体需要については、民生機器や携帯電話、自動車向けが市場を牽引し、通信インフラ向けの落ち込みを補いました。

このような経営環境のもとで、当社は、グローバル対応や技術サポートなど高度化する顧客ニーズへの対応強化を図りつつ、携帯電話やデジタル家電市場等への積極的な販売活動を展開するとともに、自動車市場向け販売組織の設置等による新規市場開拓や新規事業、新規商品の積極的な開発を進めました。また、将来の競争力強化のため、情報システム投資を行い、業績向上の基盤作りに努めてまいりました。

部材事業においては、携帯電話向けの特定用途ICやカスタムICが大幅に増加したほか、デジタルスチルカメラ向けやプラズマディスプレイ向けが好調に推移し、増収となりました。機器事業においては、航空宇宙機器が堅調に推移しましたが、北米通信市場の縮小により光通信機器の需要が大幅に減少し、また企業の設備投資抑制の影響を受けて産業機器などの設備機器の売上が低迷したことから減収となりました。

その結果、売上高は133,322百万円と、前期に比べ13,581百万円(11.3%)の増収となりました。

利益面におきましては、営業利益は1,190百万円と、前期に比べ48百万円(3.9%)の減益、経常利益は879百万円と、前期に比べ87百万円(11.1%)の増益、当期利益は、414百万円(前期は1,211百万円の当期損失)となりました。

次に、部門別売上高は以下のとおりであります。

| 部 門           | 売 上 高   | 構 成 比 | 前 期 比 増 減 |
|---------------|---------|-------|-----------|
|               | 百万円     | %     | %         |
| 部 材 事 業       | 103,563 | 77.7  | 24.7      |
| 集 積 回 路       | 92,119  | 69.1  | 26.6      |
| 一 般 部 品 ・ 材 料 | 11,443  | 8.6   | 11.5      |
| 機 器 事 業       | 29,759  | 22.3  | 18.1      |
| 合 計           | 133,322 | 100.0 | 11.3      |

- (注) 1. 前期において「売上高」に含めて計上していた不動産賃貸収入および「売上原価」に含めて計上していた不動産賃貸原価を当期においてはそれぞれ営業外収益の「その他」および営業外費用の「その他」に含めて計上しております。これに伴い、従来「不動産事業」に表示していた部門を当期においては削除しております。
2. 構成比および前期比増減は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

## (2) 資金調達の状況

当期は特に記載すべき重要な事項はありません。

## (3) 設備投資の状況

当期は主に販売管理並びに物流機能の強化のソフトウェアに1,121,000千円の投資を行いました。

なお、所要資金につきましては、自己資金で賄っております。

## (4) 会社に対処すべき課題

当社の属するエレクトロニクス業界は、中長期的にはデジタル化の進展やブロードバンドの普及に伴う新たな商品、サービスによる市場成長が見込まれております。しかし、足元の需要動向は先行き不透明な状況が続いており、業界の再編や海外生産移管の加速、中国企業やEMS企業の台頭、商品の低価格化に伴うコスト競争の

激化など、当社を取り巻く事業環境は急速に変化しております。

このような状況のもと、当社は、顧客に密着した提案型営業をベースとして今後成長が期待できる通信、デジタル家電および自動車市場への経営資源の集中投入を図るとともに、新規事業の早期立上げ、中国を中心とした海外事業の一層の推進により、業績の向上を図る方針であります。

また、業務効率の改善ならびに在庫管理の徹底、売上債権の流動化などによるバランスシートのスリム化に引き続き取り組み、強固な財務体質の構築を目指してまいります。

なお、経営指標には投下資本利益率を採用しております。これは、株主資本に有利子負債を加えた金額（投下資本）に対する利益の割合を捉え、調達資金全体の効率性を測定しようとするものです。これに基づき、個々の事業の評価を行い、事業の集中と選択を促進して、安定的に10%以上の目標を達成することを目指しております。

株主の皆様におかれましては今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 営業成績および財産の状況の推移

| 区 分                                 | 第 53 期<br>(自平成11年4月1日<br>至平成12年3月31日) | 第 54 期<br>(自平成12年4月1日<br>至平成13年3月31日) | 第 55 期<br>(自平成13年4月1日<br>至平成14年3月31日) | 第56期(当期)<br>(自平成14年4月1日<br>至平成15年3月31日) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                          | 120,078                               | 156,317                               | 119,741                               | 133,322                                 |
| 経 常 利 益(百万円)                        | 2,069                                 | 6,093                                 | 792                                   | 879                                     |
| 当 期 利 益<br>( は 損 失 )(百万円)           | 986                                   | 2,791                                 | 1,211                                 | 414                                     |
| 1 株 当 た り の 当 期<br>利 益 ( は 損 失 )(円) | 62.72                                 | 132.33                                | 43.45                                 | 14.60                                   |
| 総 資 産(百万円)                          | 82,969                                | 98,064                                | 75,359                                | 77,132                                  |
| 純 資 産(百万円)                          | 21,138                                | 28,534                                | 26,493                                | 26,090                                  |

(注) 1株当たりの当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、第54期および第55期につきましては、株式分割(平成12年5月22日付および平成13年5月21日付)がそれぞれ期首に行われたものとして算出しております。また、商法の改正に伴い、第55期より期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。さらに、当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

### 第53期

部材事業はAV機器向け、携帯電話向けおよびFA機器向けのアナログICが大幅に増加したほか、半導体テスター向けロジックICおよび放送機器向け、交換機向けのPLDおよび携帯電話向けの液晶モジュールが好調に推移、機器事業はフルデジタル画像表示方式DLPを核とする映像機器事業や光通信用レーザ機器、水晶振動子製造関連装置等が好調に推移した結果、売上高は前期比8.8%増、経常利益は220.8%増、当期利益は211.0%増となりました。

### 第54期

部材事業は携帯電話および通信基地局向けなどの通信機器向けや家庭用ゲーム機向けをはじめ、エレクトロニクス全般にわたり半導体や水晶・液晶デバイスが極めて好調に推移、機器事業はフルデジタル画像表示方式

DLPを核とする映像機器事業が大幅に伸長したほか、半導体検査装置などの産業機器が好調に推移した結果、売上高は前期比30.2%増、経常利益は194.4%増、当期利益は182.9%増となりました。

#### 第55期

部材事業は主力のアナログICが堅調に推移し、携帯電話向けのDSPなどが売上増に寄与しましたが、全般的には生産調整や在庫調整、設備投資の減少が大きく影響し、価格競争も激化したことから減収となりました。機器事業は航空宇宙機器は堅調に推移しましたが、企業の設備投資抑制の影響によって産業機器に対する需要が大きく減少し、下期に入り映像機器も低調に推移したことから減収となりました。その結果、売上高は前期比23.4%減、経常利益は87.0%減、当期損益は関係会社Nordiko社株式の投資有価証券評価損などを特別損失計上したことにより、1,211百万円の損失となりました。

#### 第56期

当期につきましては、前記「(1) 営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、集積回路を中心とした半導体、電子応用機器等、国内外の最先端のエレクトロニクス商品を取り扱う商社であります。

品目別の主要取扱商品は次のとおりであります。

| 品目 |      | 主要取扱商品                                                                                                                                                    |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商部 | 集積回路 | 汎用IC（TTL、ECL、CMOSロジック、BiCMOSロジック、アナログ）、メモリーIC（DRAM、SRAM、マスクROM）、特定用途IC（マイコン、DSP、LCDドライバー、DLPサブシステム）、カスタムIC（フルカスタム、ゲートアレイ）                                 |
|    | 材    | 液晶表示装置、水晶振動子／発振器、ボード・コンピュータ、ソフトウェア                                                                                                                        |
| 品  | 機器   | 航空宇宙機器（航空機搭載機器試験装置、衛星関連機器、高周波電子機器）、産業機器（試験検査装置、生産設備機器、半導体製造関連機器）、レーザ機器（レーザ発振器、レーザ加工機、光学計測装置）、C&I機器（光通信用部品、光通信計測機器）、科学機器（成膜機器、真空部品）、映像機器（DLPプロジェクタ、映像周辺機器） |

（注）従来、所有不動産の活用を目的として行っていた不動産賃貸事業は、事業の実態および経営成績をより適正に表示するため、当期においては営業外収益の「その他」および営業外費用の「その他」に含めて計上しております。これに伴い、「不動産」に表示していた品目の区分を当期においては削除しております。

### (2) 株式の状況

|              |             |
|--------------|-------------|
| 会社が発行する株式の総数 | 48,000,000株 |
| 発行済株式の総数     | 28,051,200株 |
| 株主数          | 3,202名      |

## 大株主

| 株主名                                                  | 当社への出資状況    |            | 当社の当該大株主への出資状況 |        |
|------------------------------------------------------|-------------|------------|----------------|--------|
|                                                      | 持株数         | 議決権比率      | 持株数            | 議決権比率  |
| 堀越善雄                                                 | 千株<br>3,622 | %<br>12.93 | 千株<br>-        | %<br>- |
| アロウエレクトロニクス<br>インクアカウントエフ2550876<br>(常任代理人 野村證券株式会社) | 2,350       | 8.39       | -              | -      |
| 財団法人丸文研究交流財団                                         | 2,304       | 8.23       | -              | -      |
| 株式会社千葉パブリックゴルフコース                                    | 1,627       | 5.81       | -              | -      |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社信託口                            | 1,412       | 5.04       | -              | -      |
| 丸文社員持株会                                              | 990         | 3.54       | -              | -      |
| 堀越毅一                                                 | 883         | 3.15       | -              | -      |
| 資産管理サービス信託<br>銀行株式会社年金信託口                            | 734         | 2.62       | -              | -      |
| 堀越浩司                                                 | 544         | 1.95       | -              | -      |
| 株式会社東京三菱銀行                                           | 479         | 1.71       | -              | -      |

(注) 議決権比率は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

### (3) 自己株式の取得、処分等および保有

#### 取得株式

商法第210条第1項の決議による取得

普通株式 219,800株

取得価額の総額 156,728千円

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式 677株

取得価額の総額 556千円

#### 処分株式

該当事項はありません。

当期末保有株式

普通株式 394,872株

(4) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

平成14年9月2日発行の新株予約権

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式189,000株<br>(新株予約権1個当たり100株)                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の総数             | 1,890個                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の発行価額           | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 | 1個当たり71,500円<br>(1株当たり715円)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使期間           | 平成16年7月1日から平成18年6月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使の条件          | <p>ア．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社あるいは当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。</p> <p>イ．権利の譲渡、質入および相続その他の処分は認めない。</p> <p>ウ．新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の一部につき、これを行使することができる。ただし、その目的たる株式の数が当社の定款で規定する一単元の株式数未満の株式に関しては、新株予約権を行使することができない。</p>                                                  |
| 新株予約権の消却事由および条件      | <p>ア．当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>イ．新株予約権者が新株予約権の権利を行使する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなったとき、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄したときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>ウ．新株予約権者が新株予約権の行使期間内に権利行使をしなかったときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。</p> |
| 新株予約権の譲渡制限           | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の有利な条件の内容       | 当該新株予約権を当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、無償で発行した。                                                                                                                                                                                                                                                |

新株予約権の割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数等

ア．当社取締役

| 氏名   | 新株予約権の数<br>(個) | 新株予約権の目的となる<br>株式の種類および数 |
|------|----------------|--------------------------|
| 堀越毅一 | 150            | 普通株式 15,000株             |
| 佐藤敬司 | 100            | 普通株式 10,000株             |
| 大島隆則 | 60             | 普通株式 6,000株              |
| 村田宣彦 | 60             | 普通株式 6,000株              |
| 稲村明彦 | 60             | 普通株式 6,000株              |
| 森脇寛  | 60             | 普通株式 6,000株              |
| 黒川佳一 | 60             | 普通株式 6,000株              |
| 嶋田隆司 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 村上稀一 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 水野象司 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 梅澤政俊 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 野崎孝  | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 曾田辰美 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 丸川章  | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 遠藤洋一 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 阿部要一 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 堀内洋  | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 吉田誠  | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 谷上秀行 | 40             | 普通株式 4,000株              |

## イ．当社子会社の取締役

| 氏 名     | 新株予約権の数<br>(個) | 新株予約権の目的となる<br>株式の種類および数 |
|---------|----------------|--------------------------|
| 高 本 昭 二 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 酒 田 長 昭 | 40             | 普通株式 4,000株              |
| 笹 木 幹 夫 | 20             | 普通株式 2,000株              |

## ウ．当社の従業員（上位10名）

| 氏 名     | 新株予約権の数<br>(個) | 新株予約権の目的となる<br>株式の種類および数 |
|---------|----------------|--------------------------|
| 飯 野 亨   | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 岩 谷 雅 夫 | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 太 田 明 人 | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 太 田 敏 夫 | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 大 竹 祐 吉 | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 大 築 猛   | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 大 野 雄 二 | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 小野澤 隆   | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 梶 塚 浄   | 20             | 普通株式 2,000株              |
| 加 藤 正日出 | 20             | 普通株式 2,000株              |

## (5) 従業員の状況

| 区 分     | 従業員数             | 前期末比増減          | 平均年齢              | 平均勤続年数            |
|---------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 男       | 554 <sup>名</sup> | 54 <sup>名</sup> | 38.5 <sup>歳</sup> | 11.9 <sup>年</sup> |
| 女       | 272              | 10              | 31.1              | 7.6               |
| 合計または平均 | 826              | 64              | 36.1              | 10.5              |

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者94名は含まれておりません。

2. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

(6) 企業結合の状況  
重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                     |
|-------------------------|--------------|----------|-----------------------------|
| 丸文通商株式会社                | 50,000千円     | 100.0%   | 医用機器、分析・計測機器等各種機器および電子部品の販売 |
| 丸文情報通信株式会社              | 50,000千円     | 90.5     | システム・インテグレーション              |
| Marubun USA Corporation | US\$ 1,500千  | 100.0    | 電子部品、電子機器等の販売               |
| Marubun Taiwan, Inc.    | NT\$ 60,000千 | 100.0    | 電子部品、電子機器等の販売               |

(注) 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

企業結合の経過

イ．当社の議決権比率が99.9%であったMarubun Taiwan, Inc.は、同社の設立当時の台湾の法律に基づき当社の取締役および従業員7名に対して1株ずつ名義貸をしていた7株について同国の法律が改正されたため、当社名義に変更したことにより、当社の議決権比率は100%となりました。

ロ．当社は50%出資の株式会社アクセレックについて、平成15年3月19日に全株式を売却いたしました。

企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社4社であり、持分法適用会社はMarubun(B.V.I.)Taiwan, Inc.、Marubun/Arrow Asia, Ltd.、Marubun/Arrow USA, LLC.、Nordiko, Ltd.、株式会社アクセレックおよび株式会社フォーサイトテクノの6社であります。

当期の連結売上高は151,798百万円（前期比9.9%増）、連結当期純利益は746百万円（前期は415百万円の当期純損失）となりました。

## (7) 主要な借入先

| 借入先             | 借入額<br>(百万円) | 借入先が有する当社の株式 |           |
|-----------------|--------------|--------------|-----------|
|                 |              | 持株数          | 議決権比率     |
| 株式会社東京三菱銀行      | 13,700       | 千株<br>479    | %<br>1.71 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3,500        | -            | -         |
| 株式会社横浜銀行        | 3,000        | -            | -         |
| 株式会社滋賀銀行        | 3,000        | 87           | 0.31      |

(注) 議決権比率は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

## (8) 主要な事業所

| 名 称                           | 所 在 地      |
|-------------------------------|------------|
| 本 社                           | 東京都中央区     |
| 南 砂 事 業 所<br>(テクニカルセンター)      | 東京都江東区     |
| 東日本物流センター<br>〔南砂倉庫〕<br>〔新砂倉庫〕 | 東京都江東区     |
| 郡 山 営 業 所                     | 福島県郡山市     |
| 大 宮 支 店                       | 埼玉県さいたま市   |
| 立 川 支 店                       | 東京都立川市     |
| 湘 南 支 店                       | 神奈川県藤沢市    |
| 松 本 営 業 所                     | 長野県松本市     |
| 中 部 支 社                       | 愛知県名古屋市中村区 |
| 京 都 支 店                       | 京都府京都市下京区  |
| 関 西 支 社                       | 大阪府大阪市淀川区  |
| 西日本物流センター                     | 大阪府大阪市住之江区 |
| 神 戸 支 店                       | 兵庫県神戸市中央区  |
| 九 州 支 店                       | 福岡県福岡市博多区  |

(注) 大宮支店の所在地は平成15年4月1日にさいたま市が政令指定都市に移行されたことにより、さいたま市大宮区となりました。

## (9) 取締役および監査役

| 地 位       | 氏 名     | 担当または主な職業                                                       |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 堀 越 毅 一 |                                                                 |
| 代表取締役副社長  | 佐 藤 敬 司 | デバイスカンパニー社長                                                     |
| 常 務 取 締 役 | 大 島 隆 則 | Marubun USA Corporation およびMarubun Taiwan, Inc. 担当兼デバイスカンパニー副社長 |
| 常 務 取 締 役 | 村 田 宣 彦 | 物流管理部担当兼丸文情報通信株式会社取締役社長                                         |
| 常 務 取 締 役 | 稲 村 明 彦 | 環境管理室、総務本部および不動産事業推進室担当兼総務本部長および総務部長                            |
| 常 務 取 締 役 | 森 脇 寛   | 丸文通商株式会社担当兼システムカンパニー社長                                          |
| 常 務 取 締 役 | 黒 川 佳 一 | 管理本部、法制対策室および丸文情報通信株式会社担当兼管理本部長および経営企画部長                        |
| 取締役相談役    | 嶋 田 隆 司 |                                                                 |
| 取 締 役     | 村 上 稀 一 | デバイスカンパニー西日本デバイス営業本部長兼九州デバイス営業部長および関西支社長                        |
| 取 締 役     | 水 野 象 司 | デバイスカンパニーデバイス第1本部長                                              |
| 取 締 役     | 梅 澤 政 俊 | デバイスカンパニーデバイス第3本部長                                              |
| 取 締 役     | 野 崎 孝   | システムカンパニー東日本システム営業本部長                                           |
| 取 締 役     | 曾 田 辰 美 | システムカンパニーシステム事業統轄部長およびシステム企画開発室長                                |
| 取 締 役     | 丸 川 章   | デバイスカンパニー社長室長                                                   |
| 取 締 役     | 遠 藤 洋 一 | デバイスカンパニーデバイス海外事業推進室長                                           |
| 取 締 役     | 阿 部 要 一 | システムカンパニー西日本システム営業本部長                                           |
| 取 締 役     | 堀 内 洋   | デバイスカンパニー東日本デバイス営業本部長兼湘南デバイス営業部長                                |
| 取 締 役     | 吉 田 誠   | 丸文情報通信株式会社専務取締役                                                 |
| 取 締 役     | 谷 上 秀 行 | Marubun USA Corporation CEO                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 晃   |                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 岸 川 隆 英 |                                                                 |
| 監 査 役     | 奈 良 久 彌 | 株式会社三菱総合研究所相談役                                                  |
| 監 査 役     | 濱 口 道 雄 | ヤマサ醤油株式会社取締役社長                                                  |

- (注) 1. 平成14年6月27日開催の第55回定時株主総会における異動  
新任 取締役 堀内 洋
2. 下記の監査役は退任いたしました。  
監査役 佐賀一郎氏 平成15年3月31日付
3. 監査役 奈良久彌、濱口道雄の両氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実 該当する事項はありません。

~~~~~  
(注) 本営業報告書中の記載金額および持株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成14年4月1日)
(至 平成15年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		
	売 上 高		133,322,357
	営 業 費 用		
	売 上 原 価	119,418,848	
	販売費及び一般管理費	12,712,569	132,131,418
	営 業 利 益		1,190,938
	営 業 外 収 益		
	受取利息及び配当金	32,432	
	そ の 他	526,500	558,933
	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	360,542		
そ の 他	509,484	870,027	
	経 常 利 益		879,844
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	固定資産売却益	11,985	
	投資有価証券売却益	7,766	
	株式無償取得益	219,331	
	投資不動産売却益	108,719	
	そ の 他	556	348,359
	特 別 損 失		
	固定資産除却損	19,559	
	投資有価証券評価損	227,574	
	関係会社整理損	34,452	
	保険解約損	23,120	
	そ の 他	74	304,781
	税 引 前 当 期 利 益		923,421
	法人税、住民税及び事業税		532,636
	法 人 税 等 調 整 額		24,161
	当 期 利 益		414,946
	前 期 繰 越 利 益		388,591
	中 間 配 当 額		193,595
	当 期 末 処 分 利 益		609,943

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び
関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ.....時価法

3．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....移動平均法による低価法

4．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

無形固定資産.....定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

投 資 等

投資不動産.....定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金.....従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金.....従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は発生の翌営業年度に一括費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
なお、当該引当金は旧商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

6 . 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 . リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 . ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

主に当社の社内規程である「職務権限規程」、「為替管理規程」及び「デリバティブ取引運用細則」に基づきヘッジ対象に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象となる為替予約の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。金利スワップについては、ヘッジ対象との一体処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

9. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

10. 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準によっております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

11. 1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。

追加情報

1. 商品廃棄損の会計処理

前期において営業外費用の「その他」に含めて計上していた「商品廃棄損」（当期415,787千円）は、営業活動の成果をより明確にするため、当期においては「売上原価」に含めて計上しております。これによる影響は軽微であります。

2. 不動産賃貸の会計処理

前期において売上高に含めて計上していた「不動産賃貸収入」（当期331,881千円）及び売上原価に含めて計上していた「不動産賃貸原価」（当期166,310千円）は、事業の実態並びに経営成績をより適正に表示するため、当期においてはそれぞれ営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」に含めて計上しております。これによる影響は軽微であります。

また、従来「固定資産売却益」に含めて表示していた「投資不動産売却益」を区分掲記しております。

これに伴い、当期における貸借対照表の資産の部については、有形固定資産の「建物」（1,764,767千円）、「構築物」（8,999千円）、「工具器具及び備品」（1,178千円）及び「土地」（1,301,314千円）の総額3,076,260千円を投資等の「投資不動産」へ振替えております。

貸借対照表の注記

1. 子会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	163,060千円
(2) 短期金銭債務	165,068千円
(3) 長期金銭債務	5,000千円

2. 減価償却累計額

(1) 有形固定資産	2,635,702千円
(2) 投資等 投資不動産	1,507,934千円

3. 担保に提供している資産

(1) 建物	695,406千円
(2) 土地	609,455千円
(3) 投資有価証券	208,660千円

- (4) 投資不動産 1,365,521千円
4. リース契約により使用する重要な固定資産
 貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電子計算機一式およびその周辺機器、乗用車等についてはリース契約により使用しております。
5. 保証債務残高 1,775,718千円
6. 重要な外貨建の資産および負債
- (1) 売掛金 4,122,945千円
 (主な外貨 U S \$ 34,212千)
- (2) 投資有価証券 692,072千円
 (主な外貨 U S \$ 5,980千)
- (3) 子会社株式 465,234千円
 (主な外貨 N T \$ 60,000千)
- (4) 買掛金 4,752,776千円
 (主な外貨 U S \$ 38,845千)
7. 新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式189,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の残高	1,890個
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	1個当たり71,500円 (1株につき715円)

8. 1株当たりの当期利益 14円60銭
- 当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 1株あたりの当期利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期利益(千円)	414,946
普通株主に帰属しない金額(千円)	10,000
(うち利益処分による役員賞与金)(千円)	(10,000)
普通株式に係る当期利益(千円)	404,946
期中平均株式数(株)	27,741,196

損益計算書の注記

子会社との間の取引高

(1) 営業収益	582,860千円
(2) 営業費用	1,269,502千円
(3) 営業取引以外の取引高	69,004千円

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および適格退職年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成15年3月31日現在）

(1) 適格退職年金制度

イ. 退職給付債務	2,072,209千円
ロ. 年金資産	1,149,870千円
ハ. 未積立退職給付債務（イ + ロ）	922,338千円
ニ. 未認識数理計算上の差異	328,006千円
ホ. 退職給付引当金（ハ + ニ）	594,331千円

(2) 厚生年金基金制度

年金資産の額 3,555,656千円

（注）当社が加入する総合設立の厚生年金基金については、複数事業主制度のもと、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、拠出金割合により算出しております。

3. 退職給付費用に関する事項（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

(1) 適格退職年金制度

イ. 勤務費用	318,234千円
ロ. 利息費用	56,560千円
ハ. 期待運用収益（減算）	38,699千円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	105,589千円
ホ. 退職給付費用（イ + ロ + ハ + ニ）	441,685千円

(2) 厚生年金基金制度

厚生年金基金への要拠出額145,305千円を勤務費用に含めております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.5%
(2) 期待運用収益率	3.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生翌営業年度に一括費用処理

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,293,097
ソフトウェア	252,896
退職給付引当金	237,732
賞与引当金	189,841
役員退職慰労引当金	145,183
未払事業税	44,674
その他	213,737
株式等評価差額金	77,931
繰延税金資産小計	2,455,094
評価性引当額	-
繰延税金資産合計	2,455,094
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	590,006
繰延税金負債合計	590,006
繰延税金資産の純額	1,865,087

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	41.0
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	7.0
永久に益金に算入されない項目	0.9
住民税均等割	2.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.3
その他	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>55.1</u>

3. 地方税法の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当営業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成16年4月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前営業年度の41.0%から40.0%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が32,793千円減少し、当営業年度に計上された法人税等調整額が30,844千円、株式等評価差額金が1,948千円それぞれ増加しております。

利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	609,943,001
任 意 積 立 金 取 崩 高	
買換資産圧縮記帳積立金取崩高	12,146,903
計	622,089,904
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	248,906,952
1 株 につ き 9 円	
役 員 賞 与 金	10,000,000
(うち監査役賞与金)	(500,000)
任 意 積 立 金	
買換資産圧縮記帳積立金	14,550,202
次 期 繰 越 利 益	348,632,750

- (注) 1. 買換資産圧縮記帳積立金取崩高は租税特別措置法に基づくものであります。
2. 利益配当金には自己株式394,872株分は含まれておりません。
3. 平成14年12月10日に193,595,283円(1株につき7円)の中間配当を実施いたしました。
4. 買換資産圧縮記帳積立金は法定実効税率の変更による税効果会計一時差異の修正により積立てたものであります。

独立監査人の監査報告書

平成15年5月15日

丸文株式会社

取締役会 御中

至 誠 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 住 田 光 生 ㊞
関与社員

代表社員 公認会計士 森 永 忠 昭 ㊞
関与社員

代表社員 公認会計士 川 和 浩 ㊞
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、丸文株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第56期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第56期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月20日

丸 文 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 田 中 晃 ④

常勤監査役 岸 川 隆 英 ④

監 査 役 奈 良 久 彌 ④

監 査 役 濱 口 道 雄 ④

(注) 監査役奈良久彌及び監査役濱口道雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

監査役佐賀一郎は平成15年3月31日付をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名捺印いたしておりません。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

276,166個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記「添付書類」26頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への配当金額は、業績に対応し決定すべきものであり、かつ長期的安定配当を基本として考え、今後の収益の状況、財務体質の強化等を勘案して決定いたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、上記の基本方針および当期の収益状況、経営環境等を勘案いたしまして、1株につき9円（中間配当金を含め、当期の年間配当金は1株につき16円）とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号 施行日 平成15年4月1日）により、株券失効制度が創設され、定款変更等に際しての株主総会特別決議の定足数に係わる規制が緩和される等の改正が行われました。

これらの改正に対応し、定款に株券喪失登録簿について明記するとともに、株主総会の円滑な運営のために特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とするなど、当会社定款の該当の条文に所要の変更を行うとともに必要な規定を新設するものであります。

(2) 平成13年度の改正に係わるものですが、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号 施行日 平成14年5月1日）において、監査役の任期が「就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで」と改正され、

本總會終結の時以降に就任する監査役に適用されることとされていますので、当会社定款の該当の条文に所要の変更を行うものであります。

(3) その他若干の表現の変更および字句の修正を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は48,000,000株とする。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人および事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱要領およびその手数料については、この定款の定めによるほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>48,000,000株</u>とする。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式</u>につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人および事務取扱場所は、<u>取締役会</u>の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・<u>株券喪失登録簿</u>への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱要領およびその手数料については、<u>定款の定め</u>によるほか、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか必要がある時は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>2 商法第343条の定めによる決議および商法其他法令において同上の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>決する</u>。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長を1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役社長あるいはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第27条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 代表取締役は、<u>当</u>会社を代表し、取締役会の決議に基づき、<u>当</u>会社の業務を執行する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>法</u>令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役社長あるいはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は就任後3年内の最後の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(営業年度および決算日)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算日とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の任期に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>第29条の規定にかかわらず平成15年6月開催の定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の任期とする。</u></p> <p>2 <u>本附則は、前項に該当する全ての監査役の任期到来後これを削除する。</u></p>

第3号議案 自己株式取得の件

機動的な資本政策の遂行を可能にするべく、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式150万株、取得価額の総額15億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第4号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（19名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
1	堀越毅一 (昭和20年9月17日生)	昭和43年3月 当社入社 当社取締役 昭和45年4月 (株)博報堂入社 昭和57年6月 当社常務取締役 昭和60年4月 当社専務取締役 昭和62年5月 当社代表取締役社長 平成9年3月 (財)丸文研究交流財団副理事長(現任) 平成15年4月 当社代表取締役会長(現任)	883,400株
2	佐藤敬司 (昭和16年4月24日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和60年3月 当社取締役電子部品第1部長 平成2年4月 当社常務取締役第1事業本部長 平成5年4月 当社専務取締役部材事業部長 平成8年5月 台湾丸文股份有限公司取締役会長 平成9年6月 当社代表取締役 平成10年4月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社デバイスカンパニー社長 平成15年4月 当社代表取締役社長(現任)	11,563株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴(他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
3	村田 宣彦 (昭和18年9月18日生)	昭和60年1月 当社入社 平成3年6月 当社取締役管理本部長 平成7年6月 当社常務取締役法制対策室、情報通信本部および業務本部担当兼経営企画室長および業務本部長 平成9年4月 当社物流管理部担当(現任) 平成12年4月 当社デバイスカンパニー副社長 平成13年4月 当社情報通信本部担当 平成14年2月 丸文情報通信(株)代表取締役社長(現任) 平成15年4月 当社専務取締役(現任)	8,400株
4	稲村 明彦 (昭和22年1月2日生)	昭和44年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 平成5年4月 当社総務本部担当 平成10年4月 当社常務取締役 平成11年4月 当社法制対策室および不動産事業推進室担当 平成12年4月 当社情報通信本部担当 平成13年6月 当社環境管理室担当 平成15年4月 当社専務取締役(現任) 当社営業担当(システムカンパニーおよびデバイスカンパニー) (現任)	8,400株
5	黒川 佳一 (昭和21年10月7日生)	平成8年4月 (株)東京三菱銀行営業第二本部営業第二部長 平成11年6月 当社入社 当社取締役経営企画本部長 平成12年4月 当社常務取締役 当社管理本部担当兼管理本部長(現任) 平成14年4月 当社法制対策室および丸文情報通信(株)担当(現任) 平成15年4月 当社専務取締役(現任) 当社環境管理室、総務本部および不動産事業推進室担当(現任)	7,200株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴(他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
6	野崎 孝 (昭和22年9月29日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 当社機器事業部機器営業本部副本部長 平成12年4月 当社システムカンパニー東日本システム営業本部副本部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社システムカンパニー東日本システム営業本部長 平成15年4月 当社常務取締役(現任) 当社システムカンパニー社長(現任)	10,800株
7	遠藤 洋一 (昭和22年8月27日生)	平成9年6月 (株)日製エレクトロニクス取締役電子デバイス営業本部長 平成13年6月 当社入社 当社取締役デバイスカンパニーデバイス海外事業推進室長 平成14年1月 Marubun/Arrow Asia, Ltd. CEO 平成15年4月 当社常務取締役(現任) 当社デバイスカンパニー社長(現任)	6,000株
8	大島 隆則 (昭和17年9月15日生)	昭和41年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役ネットワーク本部付部長 平成7年6月 当社常務取締役関西支社長 平成12年4月 当社デバイスカンパニー副社長 平成15年4月 当社取締役相談役(現任)	9,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
9	水野象司 (昭和30年2月28日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 当社部材事業部部材第2営業本部長 平成9年6月 当社取締役(現任) 平成10年4月 当社部材事業部部材第2本部長 平成12年4月 当社デバイスカンパニーデバイス第2本部長 平成13年4月 当社デバイスカンパニーデバイス第1本部長 平成15年4月 当社デバイスカンパニーデバイス主管第1本部長(現任)	7,344株
10	梅澤政俊 (昭和23年2月1日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年4月 当社部材事業部部材第1本部長 平成12年4月 当社デバイスカンパニーデバイス第1本部長 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成13年4月 当社デバイスカンパニーデバイス第3本部長 平成15年4月 当社デバイスカンパニーデバイス主管第3本部長(現任)	7,200株
11	曾田辰美 (昭和27年1月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社機器事業部機器事業推進部長 平成12年4月 当社システムカンパニーシステム事業統轄部長(現任) 平成12年6月 当社取締役(現任)	5,760株
12	丸川章 (昭和23年6月18日生)	平成7年7月 通産省大臣官房商業統計課長 平成13年4月 当社入社 当社デバイスカンパニー社長室長(現任) 平成13年6月 当社取締役(現任)	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
13	阿部 要一 (昭和29年9月18日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社システムカンパニー東日本システム営業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役(現任) 平成14年4月 当社システムカンパニー西日本システム営業本部長 平成15年4月 当社システムカンパニーシステム営業本部長(現任)	7,200株
14	堀内 洋 (昭和20年1月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成12年4月 当社デバイスカンパニー東日本デバイス営業本部副本部長 平成13年4月 当社デバイスカンパニー東日本デバイス営業本部長(現任) 平成14年6月 当社取締役(現任)	12,468株
15	谷上 秀行 (昭和25年7月1日生)	平成6年12月 Global Technology Sourcing, Inc. CEO(現任) 平成10年6月 当社取締役(現任) 平成11年1月 Marubun USA Corporation CEO(現任) 平成13年7月 Marubun/Arrow USA, LLC. CEO(現任)	7,920株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役佐賀一郎氏は平成15年3月31日付をもって退任され、奈良久彌氏および濱口道雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (他の会社の代表状況)	所有する当社の株式数
1	奈良久彌 (大正12年2月23日生)	昭和22年10月 (株)三菱銀行(現株東京三菱銀行)入行 昭和61年1月 同行副頭取 平成元年12月 (株)三菱総合研究所取締役社長 平成6年6月 当社監査役(現任) 平成6年12月 (株)三菱総合研究所取締役会長 平成11年12月 同社取締役相談役 平成12年12月 同社相談役(現任)	4,752株
2	濱口道雄 (昭和18年5月22日生)	昭和43年4月 ヤマサ醤油(株)入社 昭和48年2月 同社取締役 昭和57年3月 同社常務取締役 昭和58年3月 同社取締役社長(現任) 平成12年6月 当社監査役(現任)	0株

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます嶋田隆司、森脇 寛、村上稀一および吉田 誠の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
嶋 田 隆 司	平成7年6月 当社常務取締役 平成10年4月 当社専務取締役 平成13年4月 当社取締役相談役(現任)
森 脇 寛	平成6年6月 当社取締役 平成10年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社取締役相談役(現任)
村 上 稀 一	平成9年6月 当社取締役(現任)
吉 田 誠	平成6年6月 当社取締役(現任)

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成15年3月31日付をもって監査役を退任された佐賀一郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
佐 賀 一 郎	平成10年6月 当社常勤監査役 平成14年6月 当社監査役 平成15年3月 当社監査役退任

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行いたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、2.の要領に記載のとおり、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式210,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

2,100個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式数100株。ただし、前項(2)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使時に払込みをすべき1株当

りの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株式を発行するときは、次の算式により、発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成19年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社あるいは当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の譲渡、質入れおよび相続、その他の処分は認めない。

新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全部または一部につき、これを行使することができる。ただし、新株予約権の一部行使はその目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限りこれを行うことができる。

その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めることによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が新株予約権の権利を行使する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなったとき、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄したときは、当該新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(6)に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上

